

コロナ禍が韓国産業の外国人労働者雇用に与えた影響

高安, 雄一
大東文化大学経済学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/7170257>

出版情報 : 韓国経済研究. 21, pp. 43-53, 2024-03. 九州大学韓国経済研究会
バージョン :
権利関係 :



【研究ノート】

コロナ禍が韓国産業の外国人労働者雇用に与えた影響

Impact of the COVID-19 Pandemic on the Employment of Foreign Workers in South Korean Industry

高 安 雄 一*

TAKAYASU Yuichi

はじめに

韓国では2004年に雇用許可制の制定により外国人労働者の導入が認められ、以降、着実に外国人労働者が増加してきた。そのようななか、2020年より始まったコロナウイルス感染拡大により、韓国は外国人労働者の導入ができなくなった。具体的に数値をみると、雇用許可制に基づく外国人のうち非専門就業（E-9）の資格で入国している外国人（以下、「非専門外国人（E-9）」とする）の導入数は、2010年から2019年の平均で51,872名であったが、2020年には6,688名に激減し、2021年も10,501人とどまった。

非専門外国人は最長で9年8か月滞在が可能である。よって、過去に入国した非専門外国人（E-9）がいることから、韓国に滞在する非専門外国人（E-9）が激減することはなかった。しかしながら、滞在期限が来たことなどの理由により、2020年あるいは2021年に韓国から出身国に帰国する非専門外国人（E-9）も一定数いたことにより、その数は減少した。統計庁「移民者在留実態および雇用調査」によると、2019年5月における雇用許可制に基づく非専門外国人（E-9）で就業している者（以下、「非専門外国人

労働者（E-9）」とする）は26.1万人であったものが、2021年5月には21.6万人に減少した。

韓国では、一部産業や地域において、自国の労働者だけでは労働力が足りず、非専門外国人（E-9）をはじめとした外国人の導入によって労働力を補っている産業がある。また産業のなかでも事業所規模により外国人労働者への依存度が異なる。本論文では、コロナウイルスの感染拡大による外国人労働者の導入の減少により、まずは雇用許可制に基づき導入される外国人労働者のうち非専門外国人労働者（E-9）について、産業別に影響が大きかったものを特定したうえで、その産業において特に影響が大きかった事業所規模を特定することとする。

また、永住者や結婚により滞在している外国人の数はコロナウイルス感染拡大後も増加している。そして永住者や結婚により滞在している外国人のなかには就労している者も少なくない。よって、非専門外国人労働者（E-9）の減少の影響が比較的大きかった産業、そして事業所規模においても、他の種類の外国人労働者がある影響を緩和している可能性がある。本稿の目的は、雇用許可制に基づき導入される非専門外国人労働者（E-9）について、その減少がどの産業に、そしてさらにはどの事業所規模に影響を与えているのか明らかにしたうえで、他の種類の外国

* 大東文化大学経済学部教授
Daito Bunka University Faculty of Economics Professor

人労働者がその影響を緩和しているのか検証することである。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では、非専門外国人労働者（E-9）の減少が影響を与えている産業を特定する。先に結果を示すと、非専門外国人労働者（E-9）の減少は鉦製造業に影響を与えているのであるが、第3節では鉦製造業に対象を絞って、鉦製造業のどの事業所規模が影響を受入れているのか明らかにする。第4節では、鉦製造業、さらには鉦製造業のなかでも特に影響が大きい事業所規模について、他の種類の外国人労働者がその影響を緩和しているのか検証する。そして最後に本稿としての結論を示す。

第1節 非専門外国人労働者（E-9）の減少が影響を与えている産業

雇用許可制により入国した外国人は大きく分けて2種類である。第一は訪問就業（H-2）の資格で入国している外国人（以下、「訪問就業外国人（H-2）」とする）である。訪問就業外国人（H-2）は、中国、旧ソ連地域の一部の国籍を持つ同胞、すなわち、現在は韓国籍を持たないが、元々国籍を持っていた者、あるいは直系尊属が韓国国籍を持っていた者で雇用許可制により韓国に入国した外国人が該当する。第二は非専門外国人（E-9）であるが、雇用許可制により韓国に入国した外国人で、訪問就業外国人（H-2）以外がこれに該当する。

本稿では、雇用許可制により入国した外国人のうち、非専門外国人（E-9）を中心に上げるが、この理由は、訪問就業外国人（H-2）については、在外同胞（F-4）の資格で滞在する外国人（以下、「在外同胞外国人（F-4）」とする）との統合が進んでおり、H-2ビザからH-4ビザへ

転換する同胞が多いことが挙げられる¹⁾。その結果、訪問就業外国人（H-2）は傾向的に減少している。法務部「出入国者および在留外国人統計」によると、2010年には28万人を超えていた訪問就業外国人（H-2）は、2021年には12万人台にまで減少している。一方で在外同胞外国人（F-4）は、2010年には10万人を切っていたが、2021年には48万人に近くなるなど、大きく増加している（表1）。

よってコロナウイルスの感染拡大により、韓国は外国人労働者の導入が滞り、韓国経済が影響を受けた点に着目する本稿においては、コロナウイルスの感染拡大以前から傾向的に減少が続いていた訪問就業外国人（H-2）には焦点を当てず、非専門外国人（E-9）を中心に検討を進める。ちなみに、非専門外国人（E-9）は、2010年には22万人程度であったが、2018年には28万人程度にまで緩やかに増加した。しかし、コロナウイルスの感染拡大の影響により2021年には22万人を切る程度にまで減少している。

ここからは、非専門外国人（E-9）の減少により、外国人労働者の供給が減少した点について検討していく。外国人の数は外国人労働者の数とは一致しない。なぜなら、外国人のすべてが就業を希望しているわけではなく、非経済活動人口に分類される外国人がいるからである。さらに、就業を希望している外国人、すなわち経済活動人口に分類される外国人であっても、その一部は就業を希望しながら就業できておらず、これらは失業者に分類されることとなる。本稿では外国人労働者を就業している外国人と定義し、外国人労働者が外国人に占める割合を就業率として算出する。ちなみに、公表データからは就業率を知ることはできないので、統計庁「移

1) イチャンウォンほか（2021）による。

(表 1) 在留資格別の外国人数

(人)

	在外同法外国人 (F-4)	訪問就業外国人 (H-2)	非専門就業外国人 (E-9)
2010	84,912	286,586	220,319
2011	136,702	303,368	234,295
2012	189,508	238,765	230,237
2013	235,953	240,178	246,695
2014	289,427	282,670	270,569
2015	328,187	285,342	276,042
2016	372,533	254,950	279,187
2017	415,121	238,880	279,127
2018	444,880	250,381	280,312
2019	464,152	226,322	276,755
2020	466,682	154,537	236,950
2021	478,442	125,493	217,729

(出所) 法務部「出入国者および在留外国人統計」により作成。

民者在留実態および雇用調査（2019年調査および2012年調査）」の個票データを特別集計することで算出した。ちなみに、以降の検討においても、特段の断りがない限り、このデータの特別集計により数値を算出している。

まず非専門外国人（E-9）の就業率は、2019年は99.9%であり、ほぼすべての非専門外国人（E-9）が就業者、つまり外国人労働者に該当することがわかった。これは2021年においてもほぼ変わりがなく99.7%であった。非専門外国人（E-9）は就業を目的として在留する外国人であり、当然の結果ともいえるが、これは、非専門外国人（E-9）の減少数がほぼそのまま外国人労働者の減少数となることを意味する。なお、韓国に滞在する外国人全体の就業率をみると、2019年は65.3%、2021年は64.2%であり、外国人のおおむね3分の2程度が就業している。

先に示したように、統計庁「移民者在留実態および雇用調査」によると、2019年5月における非専門外国人労働者（E-9）は26.1万人であったものが、2021年5月には21.6万人に減少した

が、特にどの産業が減少したのか特定する。なお、非専門外国人（E-9）が就業できる産業には制限が加えられていることが重要であり、就業ができる産業を具体的に列挙していくと以下のとおりである。まずは製造業である。韓国標準産業分類で大分類C「製造業」に該当する産業に、非専門外国人（E-9）は就業可能である。ただし、常用雇用が300名未満かつ資本金が80億ウォン以下の企業の事業所での就業に制限されている。次に建設業である。韓国標準産業分類で大分類F「建設業」に該当するすべての産業に就業可能である。

さらにサービス業である。サービス業については就業できる産業がきわめて限定的である。大分類E「水道、下水および廃棄物処理、原料再生業」に含まれる分類コード3828の建設廃棄物処理業、大分類G「卸売および小売業」に含まれる分類コード46791の再生用材料収集および販売業、大分類H「運送および倉庫業」に含まれる分類コード52102の冷蔵・冷凍倉庫業、大分類J「情報通信業」に含まれる分類コード581の

書籍、雑誌およびその他印刷物出版業、分類コード59201の音楽およびその他オーディオ出版業に就業可能であるが、これはサービス業のごく一部の産業であり、非専門外国人（E-9）はサービス業のほとんどの産業に就業できないと考えてよい。

漁業については、大分類A「農業、林業および漁業」に含まれる分類コード03112の近海漁業、分類コード321の養殖漁業、大分類B「鉱業」に含まれる分類コード07220の塩採取業である。よって遠洋漁業や漁業関連サービス業には就業できないが、漁業についてはかなりの部分に就業が可能である。そして最後に農畜産業である。大分類A「農業、林業および漁業」に含まれる分類コード011の作物栽培業、分類コード012の畜産業、分類コード014の作物栽培および畜産関連サービス業に就業が可能である。農業で就業できない産業は、作物栽培および畜産複合農業と狩猟および関連サービス業であり、農業の分野では限られた部分である。よって、農業については大半に就業が可能である。

以上を整理すると、非専門外国人（E-9）が就業できる産業は、規模に制限はかかるが製造業のすべての産業、建設業のすべての産業、サービス業のごく限られた産業、漁業の多くの産業、農業のほとんどの産業である。これに留意して、非専門外国人労働者（E-9）について産業別にみる。

まず、農林漁業については、2019年の33.7千人から2021年の35.3千人と1.6千人の増加となっており、増加率は4.7%である。産業全体では減少しているなか、農林漁業は例外的に増加している。次に、鉱製造業であるが、2019年の212.9千人から2021年の169.0千人と43.9千人の減少、減少率は20.6%であり、減少幅でみれば産業全体のほぼすべてを説明している。これは、2019

年には非専門外国人労働者（E-9）の81.6%、2021年でも78.2%と8割ほどが鉱製造業で就業しているなか、減少率も20%を超えていたことに起因しているといえる。

建設業は2019年の7.7千人から2021年の6.2千人と1.5千人の減少となり、減少率は19.1%であった。そして、その他産業²⁾は、2019年の6.5千人から2021年の5.4千人と1.1千人の減少となり、減少率は16.6%であった。以上を整理すると、非専門外国人労働者（E-9）は、農林漁業を除いた産業の減少率が2桁となっているなど比較的高い減少率となっているが、減少数では鉱製造業が圧倒的に大きいことがわかった（表2）。

ただし、この結果をもって、鉱製造業において非専門外国人労働者（E-9）の減少の影響が大きかったと考えるのは早計である。そもそも鉱製造業の全体の就業者数が他の産業と比較して際立って大きければ、鉱製造業の非専門外国人労働者（E-9）の減少が大きいとしても、鉱製造業全体に与える影響は限定的となるからである。ちなみに、非専門外国人労働者についてはそのすべてが雇用労働者であり、自営業者はいない。そこで、産業別に全体の雇用労働者の数を算出したうえで、非専門外国人労働者（E-9）がそのどの程度を占めるか割合をみる。

統計庁「経済活動人口調査」では、産業別の就業者数を把握することができるが、就業者には自営業者も含まれている。そこで、雇用労働者のみの数を把握するため、「経済活動人口調査（2019年調査）」の個票データのうち、「移民者在留実態および雇用調査（2019年調査）」がなされた5月のデータを抽出して、産業別の雇用労働

2) 「その他産業」は、「移民者在留実態および雇用調査」における「卸小売、飲食、宿泊業」、「電気、運送、通信、金融業」、「事業、個人、公共サービス業」とする。

(表2) 非専門外国人労働者 (E-9) の産業別の推移

(千人)

	2019年	2021年	2021年と 2019年との差	増減率
農林水産業	33.7	35.3	1.6	4.7%
鉱製造業	212.9	169.0	- 43.9	- 20.6%
建設業	7.7	6.2	- 1.5	- 19.1%
その他産業	6.5	5.4	- 1.1	- 16.6%
合計	260.8	216.0	- 44.8	- 17.2%

(出所) 統計庁「移民者在留実態および雇用調査 (2019年調査および2021年調査)」の個票データの特別集計により作成。

(注) 2021年と2019年との差は、十人単位を四捨五入している関係で、2021年から2019年を引いた数と必ずしも一致しない。

者を把握し、これに対する非専門外国人労働者 (E-9) の割合を導き出した。その結果、農林漁業に従事する雇用者に占める非専門外国人労働者 (E-9) の割合は23.4%と高かった。これは、農林漁業の就業者は自営業者が多く雇用者は限定的であるなか、非専門外国人労働者 (E-9) は鉱製造業ほどではないが、産業別では鉱製造業に次ぐ人数がいることによる。なお、鉱製造業の割合は5.4%とそれほど高くはない。そして、建設業は0.5%に過ぎず、その他産業についてはゼロではないものの、少数点以下2桁を四捨五入すると0.0%になるなどきわめて小さな割合にとどまっている (表3)。

さらに産業別に、2019年の雇用者数に対する2019年から2021年の間における非専門外国人労働者 (E-9) の増減数の割合をみると、農林漁業は1.1%のプラス、すなわち2019年から2021年にかけて雇用者を1.1%増加させる方向で影響した。一方、鉱製造業は1.1%のマイナスであり、2019年から2021年にかけて雇用者を1.1%減少させる方向で影響したといえる。建設業はマイナス0.1%、その他産業は0.0%であり、雇用者の増減に影響をほとんど与えなかった。

このように、非専門外国人労働者 (E-9) の減少により最も影響を受けた産業は鉱製造業であるが、鉱製造業のなかでも事業所の規模に差がある。そこで次節では、鉱製造業のなかでもどの規模の事業所が非専門外国人労働者 (E-9) の減少による影響を受けたか検討する。

このように、非専門外国人労働者 (E-9) の減少により最も影響を受けた産業は鉱製造業であるが、鉱製造業のなかでも事業所の規模に差がある。そこで次節では、鉱製造業のなかでもどの規模の事業所が非専門外国人労働者 (E-9) の減少による影響を受けたか検討する。

(表3) 産業別の雇用労働者に占める非専門外国人労働者 (E-9) の割合 (2019年)

産業	割合 (%)
農林水産業	23.4
鉱製造業	5.4
建設業	0.5
その他産業	0.0
合計	1.3

(出所) 統計庁「経済活動人口調査 (2019年調査) および「移民者在留実態および雇用調査 (2019年調査)」の個票データの特別集計により作成。

第2節 鉱製造業において非専門外国人労働者 (E-9) の減少が影響を与えた事業所規模

鉱製造業においては、300名以上の事業所は非専門外国人労働者 (E-9) を受入れることができない。そこで、300名未満の事業所を「移民者在留実態および雇用調査」における事業所規模の分類にしたがって、①4人以下、②5～9人、③10～29人、④30～49人、⑤50～299人の5つに

(表4) 鋳製造業における事業所規模別の非専門外国人 (E-9) の推移 (千人)

	2019年	2021年	2021年と 2019年との差	増減率
4人以下	7.4	8.0	0.6	7.7%
5-9人	37.0	29.8	- 7.3	- 19.6%
10-29人	94.5	69.1	- 25.4	- 26.9%
30-49人	34.5	27.3	- 7.2	- 20.8%
50-299人	38.0	34.8	- 3.3	- 8.5%

(出所) 統計庁「移民者在留実態および雇用調査 (2019年調査および2021年調査)」の個票データの特別集計により作成。

(注) 2021年と2019年との差は、十人単位を四捨五入している関係で、2021年から2019年を引いた数と必ずしも一致しない。

分け、2019年から2021年の間に事業所規模別に非専門外国人労働者 (E-9) がどの程度増減したかみる。

まず4人以下の事業所であるが、2019年には7.4千人であったが、2021年には8.0千人になり0.6千人増加している。しかしこれは例外であり、他の事業所規模においてはすべてで非専門外国人労働者 (E-9) が減少している。5-9人の事業所では、2019年には37.0千人であったが、2021年には29.8千人と、7.3千人減少しており、10-29人の事業所でも2019年は94.5千人であったものが、2021年には69.1千人となり、25.4千人の減少となっている。さらに、30-49人の事業所では、2019年には34.5千人であったものが、2021年には27.3千人で、7.2千人の減少、50-299人の事業所では、2019年の38.0千人から2021年の34.8千人となり、3.3千人減少した (表4)。

このように、4人以下の事業所以外はすべての規模で非専門外国人労働者 (E-9) が減少しているが、減少規模が一番大きかったのは10-29人の事業所であり、減少率も26.9%と一番高かった。ただし、この結果だけでは、10-29人の事業所において非専門外国人労働者 (E-9) の減少の影響が大きかったと考えることはできない。これは10-29人の事業所における就業者数が他の規

模の事業所における就業者数より大きければ、非専門外国人労働者 (E-9) の減少幅が大きくても、その影響は大きくないといえるからである。そこで、事業所規模別に全体の雇用労働者の数を算出したうえで、非専門外国人労働者 (E-9) がそのどの程度を占めるか割合をみる。

割合の算出方法は、産業別の就業者を把握したときと同様である。すなわち、統計庁「経済活動人口調査 (2019年調査)」の個票データから、「移民者在留実態および雇用調査 (2019年調査)」がなされた5月のデータを抽出して、鋳製造業の事業所規模別の雇用労働者を把握し、これに対する非専門外国人労働者 (E-9) の割合を導き出した。その結果、非専門外国人労働者 (E-9) が占める割合が最も高かったのは10-29人の事業所で10.9%であり、5-9人の事業所が6.9%、50-299人の事業所が6.2%とこれに続いた (表5)。

非専門外国人労働者 (E-9) が雇用労働者に占める割合が最も高かったのは10-29人の事業所であったこと、非専門外国人労働者 (E-9) の減少規模が一番大きかったのは10-29人の事業所であることから、2019年から2021年の間に非専門外国人労働者 (E-9) が減少した影響を最も強く受けた事業所規模は10-29人の事業所であることは

(表5) 鋳製造業の事業所規模別の雇用労働者に占める非専門外国人労働者(E-9)の割合(2019年)

事業所規模	割合(%)
4人以下	1.1
5-9人	6.9
10-29人	10.6
30-49人	3.8
50-299人	6.2

(出所) 統計庁「経済活動人口調査(2019年調査)および「移民者在留実態および雇用調査(2019年調査)」の個票データの特別集計により作成。

明らかであるが、これを数値で確認しよう。

鋳製造業の事業所規模別に、2019年の雇用者数に対する2019年から2021年の間における非専門外国人労働者(E-9)の増減数の割合をみると、4人以下は0.1%のプラス、5-9人は-1.3%、10-29人は-2.8%、30-49人は-0.8%、50-299人は-0.5%であった。よって5-29人の事業所においては、2019年から2021年にかけて雇用者を2.8%減少させる方向で影響したといえる。この結果から、鋳製造業は非専門外国人労働者(E-9)の減少の影響を最も強く受けたが、そのなかでも、零細ではないが、比較的小規模の事業所である10-29人が最も強く影響を受けたことがわかった。

第3節 他の外国人労働者による非専門外国人労働者(E-9)の減少の影響緩和の有無

鋳製造業は非専門外国人労働者(E-9)の減少の影響を最も強く受けたが、そのなかでも10-29人の事業所が強く影響を受けたことがわかった。しかしこの影響を、他の種類の外国人労働者が緩和している可能性がある。そこで本節では実態について検討する。

非専門外国人労働者(E-9)以外の外国人労働者の類型を、まずは「移民者在留実態および雇用調査」による在留分類からみてみよう。同調査は、外国人の在留資格を、①E-9(非専門就業)、②H-2(訪問就業)、③E-2～E-7(専門人力)、④D-2、D-4-1、D-4-7(留学生)、⑤F-4(在外同胞)、⑥F-5およびF-5-2(永住および国民の配偶者)、⑦F-6、F-2-1(結婚移民)、⑧F-2(居住)(F-2-1は除外)、⑨F-1およびF-3(訪問同居および同伴)、⑩その他に分類している。

①は、すでに「非専門外国人(E-9)」、は、「訪問就業外国人(H-2)」としているところであるが、本稿では、④を「留学外国人(D-2など)」、⑤を「在外同胞外国人(F-4)」、⑥を「永住外国人(F-5など)」、⑦を「結婚移民外国人(F-6など)」、③、⑧、⑨、⑩を「その他外国人」とする。さらに、それぞれで就業している者は、名称に労働者を付すこととする。例えば、「留学外国人(D-2など)」は「留学外国人労働者(D-2など)」となる。

ここで、⑤の在外同胞外国人(F-4)について解説をする。在外同胞外国人(F-4)は、韓国の国籍を持っていた者あるいはその直系卑属であり現在は外国国籍を持っている者、すなわち在外同胞に付与されるが、中国や旧ソ連の国籍を持つ者は2年制大学以上を卒業するなど条件が加えられている点が、訪問就業外国人(H-2)との違いである。なお、訪問就業外国人(H-2)は一定の条件を満たせば在外同胞外国人(F-4)に転換が可能であり、転換する者が少なくない。

まず鋳製造業全体で各外国人労働者の推移をみてみよう。非専門外国人労働者(E-9)は、2019年の212.9千人から2021年の169.0千人へ、この間43.9千人減少している。これとともに減少した外国人労働者は、訪問就業外国人労働者(H-2)である。訪問就業外国人労働者(H-2)

は、2019年の45.4千人から2021年の27.2千人へ18.2千人減少した。これは、コロナウイルス感染拡大により入国者数が減ったとともに、訪問就業外国人（H-2）から在外同胞外国人（F-4）への転換が進んだためであると考えられる（表6）。

非専門外国人労働者（E-9）は、43.9千人減少しており、訪問就業外国人労働者（H-2）の減少がこれに加わる形になったが、これら以外の外国人労働者の類型はすべて増加したことから、外国人労働者全体では29.0千人の減少にとどまった。つまり、鉱製造業は非専門外国人労働者（E-9）の減少の影響を最も強く受け、次いで訪問就業外国人労働者（H-2）も減少に拍車をかけたが、他の種類の外国人労働者が鉱製造業の減少を和らげた。

2019年から2021年までの間で一番外国人労働者が増加した外国人労働者の類型は、その他外国人の14.5千人であるが、これには様々な外国人が混在しているため、なぜ増加したのかについては推測ができない。次に増加した外国人労働者の類型は、在外同胞外国人労働者（F-4）で13.6千人の増加となっている。これは先述した

ように、訪問就業外国人（H-2）から在外同胞外国人（F-4）への転換が進んだためと考えられる。つまり、訪問就業外国人労働者（H-2）が18.2千人減少しているので、同胞という括りで見ると若干の減少となり、在外同胞外国人労働者（F-4）の増加は、非専門外国人労働者（E-9）の減少の緩和には実質的には寄与していない。

永住外国人労働者（F-5など）は2.9千人、結婚移民外国人労働者（F-6など）は2.0千人増加しているが、永住外国人（F-5など）、結婚移民外国人（F-6など）については、非専門外国人（E-9）のように在留期間が限定されているわけではなく、自らの意思で帰国する、あるいは死亡しない場合、在留外国人であり続ける。そして、永住権の取得や韓国人との結婚により、永住外国人（F-5など）、結婚移民外国人（F-6など）は新たに在留外国人となるので、その数は増加する傾向にある。よって、就業率が大きく低下しない限り、これらの種類の外国人労働者の数は増加することとなる。

永住外国人（F-5など）の就業率は、2019年の73.9%から2021年には69.6%に低下し、結婚移

（表6）鉱製造業における各外国人労働者の推移

（千人）

	2019年	2021年	2021年と 2019年との差
非専門就業外国人労働者（E-9）	212.9	169.0	- 43.9
訪問就業外国人労働者（H-2）	45.4	27.2	- 18.2
留学外国人労働者（D-2など）	0.7	0.8	0.1
在外同胞外国人労働者（F-4）	76.1	89.7	13.6
永住外国人労働者（F-5など）	23.5	26.4	2.9
結婚移民外国人労働者（F-6など）	22.7	24.7	2.0
その他外国人	18.1	32.6	14.5
合計	399.4	370.4	- 29.0

（出所）統計庁「移民者在留実態および雇用調査（2019年調査および2021年調査）」の個票データの特別集計により作成。

（注）2021年と2019年との差は、十人単位を四捨五入している関係で、2021年から2019年を引いた数と必ずしも一致しない。

民外国人（F-6など）は2019年の51.2%から2021年の50.6%に低下してはいるが、これを相殺して余りあるほど永住外国人（F-5など）と結婚移民外国人（F-6など）が増加したため、永住外国人労働者（F-5など）と結婚移民外国人労働者（F-6など）が増加することとなった。以上を勘案すると、まず鉱製造業全体については、非専門外国人労働者（E-9）の減少の影響を強く受けたが、他の種類の外国人労働者の増加により影響が緩和したことがわかった。なお、外国人労働者全体の減少幅を非専門外国人労働者（E-9）の減少幅で割りパーセンテージ表示をしたものを100%から引いた数値を緩和率と定義すると、緩和率は34%であり、非専門外国人労働者（E-9）の減少の影響はその他の種類の外国人労働者の増加によって3分の1ほど緩和したこととなる。

次に、2019年から2021年の間に非専門外国人労働者（E-9）が減少した影響を最も強く受けた鉱製造業の10-29人の事業所についてもみてみよう。先述したように鉱製造業の10-29人の事業所については、非専門就業外国人労働者（E-9）が25.4千人減少した。まずはこの事業所規模において、他の種類の外国人労働者が影響を緩和し

たか検討する。まず鉱製造業全体の場合と同様に、訪問就業外国人労働者（H-2）は減少しており、減少幅は6.2千人であった。在外同胞外国人労働者（F-4）とその他外国人労働者はそれぞれ、1.2千人、3.1千人増加したが、非専門就業外国人労働者（E-9）の減少を埋め合わせるには到底足りない増加幅であった。その他の種類の外国人労働者も増加しているものが少なくないものの、千人にも満たないものである。その結果、鉱製造業の10-29人の事業所については、外国人労働者が全体で27.4千人減少することとなった。緩和率は－8%となり、他の種類の外国人労働者も総じて減少していることがわかる。つまり、鉱製造業の10-29人の事業所については、非専門就業外国人労働者（E-9）の影響は、他の種類の外国人労働者によって緩和されていない（表7）。

10-29人の事業所と同様、非専門就業外国人労働者（E-9）の影響が、他の種類の外国人労働者によって緩和されていない事業所規模は5-9人の事業所で、非専門就業外国人労働者（E-9）が7.3千人減少しているところ、外国人労働者全体では11.3千人減少した。一方で、30-49人の事業所規模については、非専門就業外国人労働者（E-9）は7.2千人減少したところ、外国人労働者

（表7）鉱製造業における外国人労働者類型別・事業所規模別の外国人労働者の2019年から2021年までの増減

（千人）

	4人以下	5-9人	10-29人	30-49人	50-299人	合計
非専門就業外国人労働者（E-9）	0.6	－ 7.3	－ 25.4	－ 7.2	－ 3.3	－ 43.9
訪問就業外国人労働者（H-2）	0.6	－ 5.7	－ 6.2	－ 2.9	－ 3.1	－ 18.2
留学外国人労働者（D-2など）	0.0	－ 0.0	0.2	0.3	－ 0.0	0.2
在外同胞外国人労働者（F-4）	1.7	0.6	1.2	3.2	6.3	13.5
永住外国人労働者（F-5など）	0.3	－ 0.4	－ 0.9	2.1	1.9	2.9
結婚移民外国人労働者（F-6など）	－ 0.5	0.6	0.0	0.4	1.4	2.0
その他外国人	1.5	0.9	3.3	3.4	3.8	14.5
合計	1.1	－ 11.3	－ 27.5	－ 0.7	7.0	－ 28.9

（出所）統計庁「移民者在留実態および雇用調査（2019年調査および2021年調査）」の個票データの特別集計により作成。

全体では0.7千人の減少にとどまっている。そして、緩和率は90.3%に達している。さらに、50-299人の事業所では、非専門就業外国人労働者（E-9）が3.3千人減少しているなか、外国人労働者全体では7.0千人増加しており、影響は完全に相殺されている。ここから、4人以下の事業所という例外はあるものの、事業所規模が小さいほど非専門就業外国人労働者（E-9）の減少の影響は緩和されにくく、事業所規模が大きいほど影響が緩和されることがわかった。

まとめ

本稿では、雇用許可制に基づき導入される非専門外国人労働者（E-9）について、その減少がどの産業に、そしてさらにはどの事業所規模に影響を与えているのか明らかにしたうえで、他の種類の外国人労働者とその影響を緩和しているのか検証した結果、以下のことがわかった。

第一に、非専門外国人労働者（E-9）の減少により最も影響を受けた産業は鉄製造業である。2019年の全体の雇用者数に対する2019年から2021年の間における非専門外国人労働者（E-9）の増減数の割合をみると、鉄製造業は1.1%のマイナスであり、2019年から2021年にかけて全体の雇用者を1.1%減少させる方向で影響したといえる。

第二に、非専門外国人労働者（E-9）のなかでも、減少規模が一番大きかったのは10-29人の事業所であった。2019年の全体の雇用者数に対する2019年から2021年の間における非専門外国人労働者（E-9）の増減数の割合をみると、鉄製造業の10-29人の事業所においては2.8%のマイナスであり、2019年から2021年にかけて雇用者を2.8%減少させる方向で影響したといえる。

第三に、鉄製造業全体については、非専門外

国人労働者（E-9）の減少の影響を強く受けたが、他の種類の外国人労働者の増加により影響が3分の1ほど緩和した。しかし、鉄製造業の10-29人の事業所については、他の種類の外国人労働者も総じて減少していることから、他の種類の外国人労働者によって減少の影響が大きくなっている。

以上を勘案すると、非専門外国人労働者（E-9）の減少により最も影響を受けた産業は鉄製造業であるが、他の種類の外国人労働者の増加により影響が緩和した。しかし、鉄製造業をさらに事業所規模別にみると、10-29人の事業所においては、他の種類の外国人労働者によって減少の影響が逆に大きくなっている。つまり、事業所規模によっては他の種類の外国人労働者とその影響を緩和しておらず、総じてみて、事業所規模が小さいほど非専門就業外国人労働者（E-9）の減少の影響は緩和されにくく、事業所規模が大きいほど影響が緩和されることがわかった。

韓国では2004年に雇用許可制の制定により外国人労働者の導入が認められ、以降、着実に外国人労働者が増加してきたが、その背景には、雇用のミスマッチ、すなわち、業種や規模によっては韓国人の労働供給が足りている部分がある反面、足りていない部分があり、そのミスマッチが拡大していることにある。韓国人の労働供給が足りていない部分については外国人労働者とその穴を埋めているが、2020年以降のコロナウイルス感染拡大によって特に非専門外国人労働者（E-9）が減少することで、韓国人の労働供給が足りていない部分が人手不足に直面する可能性が出てきた。

今回の検討で、産業では鉄製造業がそれに該当することがわかったが、総じてみれば他の種類の外国人労働者が増加することにより、影響

の一部は緩和された。しかし、さらに事業所規模別にみると、総じて事業所規模が小さいほど、影響は緩和されなかった。韓国人の労働供給が足りていない部分については、外国人労働者の導入で問題を解決しているが、コロナウイルス感染拡大のような外国人労働者の供給を阻害する要因が生じた場合は、外国人労働者導入によ

る人手不足解決にも限界もあることが今回の検討で明らかになった。

参考文献

イチャンウォンほか（2021）『訪問就業（H-2）と在外同胞（F-4）資格の統合に対する研究』移民政策研究院（韓国語文献）。